

令和2年度第1回福岡県食品安全・安心委員会 議事要旨

日時 令和2年7月8日(水) 14:00~16:00
場所 福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

委員会委員 15名
出席委員 10名(井出委員、北村委員、堤委員、掛川委員、近松委員、飛田委員、
武藤委員、山下委員、小林委員、宮本委員)
欠席委員 5名(三原委員、井上委員、片山委員、永井委員、目野委員)

- ◆ 開会
- ◆ 保健医療介護部長あいさつ
- ◆ 委嘱式
- ◆ 定足数確認
- ◆ 議事

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画の令和元年度実施状況報告
- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画の令和2年度実施計画報告
- 福岡県食品安全・安心委員会会議運営に係る申合せ事項(内規)

(事務局説明要旨)

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画の令和元年度実施状況報告
 - ・ 基本計画の施策の方向性の1つ目、「生産から販売に至る一貫した食品の安全安心の確保」については、生産から販売に至る食品供給行程の各段階において、計23の施策についての取組みを実施しました。
具体的には、生産段階の取組みとして、生産者に対し、農薬等の適正使用について、指導を行うとともに、農林水産物のトレーサビリティの推進などに取組みました。
また、流通から販売段階の取組みとして、食品営業施設や学校給食施設に対する監視指導を行うとともに、一般に流通している食品の収去検査などを実施しました。また、食中毒の発生時には、関係機関と連携し、原被害拡大防止、再発防止対策を講じました。
 - ・ 施策の方向性の2つ目、「食品関連事業者の自主的な取組の促進」については、食品の安全・安心の確保のためには、一義的には食品関連事業者自らの取組を推進する必要があるという考え方のもと、5つの施策について取組みを実施しました。
具体的には、GAP、HACCPについて、事業者への導入が促進するよう、県として支援を行いました。
GAPについては、研修会の実施やGAP指導員の育成事業を行い、GAPに取り組む産地の拡大を図りました。
HACCPについては、アドバイザーを派遣する事業実施し、HACCPに取り組む施設数の拡大を図りました。
また、食品製造事業者が健康に悪影響を与えるおそれのある段階の自主回収を行う場合、県に報告する自主回収制度を設けています。県は、事業者から報告を受けた場合、自主回収情報をホームページ等で広く公表しており、令和元年度は47件の公表を行いました。
 - ・ 施策の方向性の3つ目、「食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立」については、食品の安全性を確保し、食品に対する県民の信頼、安心を確保するために、事業者、県民、県がそれぞれの役割を認識し、相互理解を深めるための6つの施策を備えています。
具体的には、出前講座や講習会、シンポジウム等の開催に取組み、意見交換を实

施しました。

- ・その他、令和3年6月1日から完全施行される食品衛生法の施行を控え、HACCPに基づく衛生管理の普及啓発、HACCPセミナーを、地域の事業事業者に対して実施しております。

○ 令和2年度食品の安全・安心確保対策事業実施計画

- ・基本計画の3つの施策の方向性に沿って34の施策ごとに、概ねこれまでの取組みを継続して実施していきます。
- ・農作物の作物のトレーサビリティの推進について、野菜果物等については、県内のすべてのJAでシステムを導入済みのため、今年度はシステムの運用を推進致します。
- ・農場HACCP取組む農場について、計画目標値を5引き上げ、20農場に再設定します。
- ・食品の適正な表示の推進について、食品表示法の加工食品と添加物に関して、基準の適用猶予期間が終了したため、食品表示の日移行指導の項目を削除し、食品の適正表示の指導の徹底を図っていきます。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえつつ、引き続き適正な監視指導を実施していきます。

(質疑応答)

問 施策1の農薬指導士の育成・確保の欄に認定者数は1406名と、施策34の人材育成の農薬指導士養成研修の参加者数70名の数字の関連を教えてください。

また、施策1の注4に研修開催回数は2回とあり、施策34の注63では農薬指導士養成研修が1回と書いてある。このご説明をいただきたい。

答 施策1の農薬指導士1406名については、新規の人と更新の人を合わせた数が1406名となっております。施策34の農薬指導士養成研修70名は、この年度新規に農薬指導士になられた方の人数となります。

また、施策1の注4に記載している研修会2回につきましては、新規の方向けの研修1回と更新の方向けの研修が1回の計2回という関係です。

問 施策3について、米トレーサビリティ法に関して、改善指導件数1件の調査対象件数と調査数を教えてください。

答 米トレーサビリティの調査対象となる分母の件数は254件で、調査数が81件、そのうち改善指導に至ったものが1件です。この改善指導につきましては、お弁当について、ご飯の産地表示がなかったため、1件指導しています。

問 施策6について、農場HACCPの取組みで、注18は全部対象農場数が562、施策24の注52では、579と記載されてます。数値が違うようですがいかがでしょうか。

答 施策6の注18の記載、全対象農場数562が正しい数字ですので、施策24の注52を579から562に、3.3%を3.4%に修正します。

問 施策12と施策14について、資料1-1と資料1-2の監視指導件数が異なります。それぞれの合計は今年度の実績値2万4895件で合っているようです。これについていかがでしょうか。

答 資料1-1の件数が正しいです。施策12の飲食店、食品製造施設等の監視件数が1万2327件、施策14の販売施設の監視件数が1万2568件、合計が2万4895件です。資料1-2の数値を修正致します。

問 施策 22 について、化学物質や地下水の水質測定等に関して、昨年、外部審査はないのですかという質問に対して、外部審査はありませんとお答えいただいた補足として、結果に関する説明があったと思うのですが、今後これについての結果は記載されないのでしょうか、

答 結果については毎年環境白書のほうで公表させていただいております。

問 施策の 33 について、パブコメや施策提案の実施件数が 0 件との説明がありましたが、「県民からの意見をお聞きし、施策への反映を検討しました」という表現になっていますが、いかがなものでしょうか。

答 記載内容は条例の内容に沿ってこのような表現になっておりますが、ご意見を受けまして、来年度見直し致します

問 施策 27 について、資料 1-1 では、アドバイザー派遣施設数 20 件、資料 1-2 では 52 件と記載されてるこの違いについて説明願います。

答 資料 1-1 に記載しております、20 件につきましては、令和元年度の派遣施設数でございます。アドバイザー派遣事業は平成 29 年から開始しておりますが、資料 1-2 の 52 件は、29 年度からの延べ数を記載しておりました。ご指摘の通り分かりにくいので、資料 1-1 の 20 件に統一をしたいと思います。

問 HACCP 制度の完全施行は令和 3 年の 6 月からということになりますが、法が施行されている上での目標値の設定という考え方がおかしいのではないかと思います。令和 3 年度の計画では、目標値がなくなると考えてよろしいのでしょうか、

答 基本計画自体が令和 3 年度で最終年度ですので、法の改正に沿って、基本計画自体も新しく策定を行ない、計画で策定し直すということを考えております。数値目標、この設定目標項目自体がなじまないものになるのかということ、改めてどのような指標が適切かということも踏まえ、委員の皆様のご意見を伺いながら、来年度策定作業をお願いしようと考えております。

問 今年度計画の施策 12 について、イ（ア）b 監視指導事項の 1 つめの「営業施設の施設基準及び管理運営基準」という表現は食品衛生法の施行条例の言い方と思うのですが、今回、省令で基準が定められたことを踏まえると、この表現は正しいのでしょうか。

答 食品衛生法の施行が来年 6 月 1 日に施行されますので、令和 2 年度中は施行前のため、このような表現を使っております。

問 資料 1-1、施策 32 について、出前講座 14 回、420 名との記載がありますが、資料 1-2、施策 32 では、リスクコミュニケーションの実施回数 16 回、参加者数 411 名となっておりますが、どちらが正しいのでしょうか。

答 資料 1-2 のリスクコミュニケーションの実施回数 16 回と計上しておりますのが、資料 1-1、施策 32 上段「リスクコミュニケーションの促進」欄のリスクコミュニケーション実施回数 16 回、411 名に当たります。

問 出前講座の 420 名とは、リスクコミュニケーションとは違うということですか。

答 目標数値（意見交換会の参加者数）の計上の中に、出前講座の 14 回 420 名は計上しておりません。こちらの方が申し込みを受け、講座形式でやっている出前講座等が含まれておりますので、こちらの方の数につきましては、「食品の安全・安心の確保に関する普及啓発として、施策 30 の出前講座参加者数に、計上しております。記載が分かりにくいので、記載方法については検討したいと思います。

問 施策 14 について、計画監視件数の注 35 ですが、2 万 8714 施設ということになっておりますが、昨年は 6 万 1240 施設でしたが、これは通常と特別監視と分け、通常分だけが 2 万 8714 施設、特別監視施設分少なくなったと認識してよろしいですか。

答 昨年度の件数につきましては、営業施設すべてを対象に計上しておりましたが、昨年度、この委員会で行程ごとに数を分けた方がわかりやすいというご意見をいただきました。それを踏まえ、計画監視件数についても施策 12 の飲食店・食品製造施設と施策 14 の販売施設に分けて計上致しました。注 32 の計画監視件数が 3 万 1942 件、注 35 の計画監視数が 2 万 8714 件、合計すると昨年度の計画監視数になるように今年度書き換えました。

問 施策 27 について、50 人以上の大規模事業者が 125 施設ということですが、基準 B に該当する施設が 28000 くらいあると昨年話が出ていると思っておりますが、そちらの方の数についてわかれば教えてください。

答 平成 30 年 3 月 31 日時点での営業許可の施設数が 3 万 3000 件ございます。こちらの許可施設数に対して、昨年度 50 人以上の大規模事業者をリストアップ致したので、概数になりますが、引き算したような数が対象ということで推定がされます。

問 施策 31 について、資料 1-2 で研修会が 17 回との記載がありますが、資料 1-1 で小中学校に対する研修会として、1 から 3 回で 6 事務所、高校教員に対する研修が 6 回ということで、どのような計算で 17 という数が出てきたのか教えていただきたい。

答 小中学校関係者に対する研修会につきましては、6 事務所を 1 から 3 回で、注 59 のところでその回数自体が 11 回でございます。高校教諭に対する 6 回を合計いたしますと、17 回ということになります。

問 施策 31 の研修会の内容に関して、高校教員に対する研修会では、「食品加工調理実験実習等における食材や調理器具等の管理」と記載されており、高校等の指導方法には「調理実習、加工実習を通して、食品の腐敗や変敗、食中毒、食品添加物などについて理解させ、安全で衛生的な食生活を営むことができる児童生徒の指導法について、指導・助言を行う」との記載になっていますが、高校教員に対する研修会ではここまでは行っていないと理解してよろしいでしょうか。

と申しますのが、高校生や大学生など、食品添加物等を無駄に怖がってる学生がおり、ぜひこの高校教育を通して、安全性の理解についても徹底していただきたいので高校教員に対する研修会では是非、安全性の理解について取扱っていただきたいと思っております。

答 高校教育課が担当になりますので、そのように伝えたいと思っております。

問 施策 27 について、HACCP のアドバイザー派遣に関して、優先度の高い事業者というのは、どういう基準で事業者を選ばれたのかを教えてください。

答 優先度の高い事業者の考え方なのですが、今回の制度化で、コーデック HACCP の対象となる事業者が、いわゆる大規模事業者、従業員が 50 人以上の事業者、こちらが法施行後はコーデックス HACCP を遵守しなければならない事業者になります。このうち、まだ導入できていない事業者がございまして、そちらの方をまず優先的に、アドバイザー派遣等を活用して導入を確実にやっつけようと考えております。

問 今年度計画について、HACCPの導入促進に関して、アドバイザー派遣目標数が30件ということで、これは（ア）食品事業者と（イ）と畜場又は食鳥処理場の事業者を合わせて30件という目標値になっているのか教えていただきたい。

答 計画として、派遣目標数30件を計上しておりますが、基本的にはアの食品事業者を派遣の対象として考えております。と畜場、食鳥処理場に関しましては、県の職員のと畜検査員、食鳥検査員もおりますので、そちらの方で個別に対応できると考えております。

問 HACCPに取り組む施設数が、目標値500に対して、年ごとに新規数が減少していますが、この目標に対し、今後どのように伸ばしていく予定なのか対策について考えをお教えいただきたい。

答 500目標に対して、現在令和元年度で377件と伸び悩んでいるというお話でございます。3年ほど前から取り組んでいるアドバイザー派遣事業に加え、昨年度につきましては、更に講習会を地区別で延べ23回実施しました。実績値については、私ども保健所で実績として把握しているのが377でございます。実態把握及び取組みについては強化し、今年度についても講習会やアドバイザー派遣事業など、来年度の法の完全施行をにらんで実施して参ります。

問 コーデックス HACCPの対象となるのは50人以上の大規模な施設が125施設という数字が出ましたが、それとこの377という数字のその関係を教えてください。

答 法の規定では、50人以上の大規模な施設は必ずコーデックス HACCPによる衛生管理を実施ということですが、私どもとしては、法の規定によらず、中小企業も含めて取組を進めておりました。例えば、菓子製造業のような小さいところも含めて、コーデックス HACCPに取り組んでいるところについては、支援しております。また、ISOやFSSCという第三者機関の認定を受けた施設、国際認証でなくても業界団体の HACCP 認証を受けたといったところも含めて、把握している数がこの377件ということですが、

- 福岡県食品安全・安心委員会会議運営に係る申合せ事項（内規）について（事務局説明要旨）

今後、委員の召集が困難な場合に、委員を召集せずに、書面による審議を行うことができるような規定を内規として取り決めることを提案します。

事務局案は、資料のとおりです。

<事務局提案の申し合わせ事項を内規とすることで決定>

◆ その他

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例の改正について（情報提供）
- 食品衛生法等改正について（情報提供）
- 連絡事項

（事務局説明要旨）

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例の改正について（情報提供）
 - ・ 食品衛生法の改正に伴い、食品のリコール情報の報告制度が新たに、食品衛生法で規定されました。
 - ・ 改正法の規定は、食品衛生法違反及び食品表示法違反等、法に基づき自主回収を行う場合は、県を通して国に報告するという制度です。

- ・ 条例では、法に基づくものも含め、法よりも広い範囲で、自主回収の対象範囲を設定していたため、法改正で二重規定となる法に基づく自主回収の報告を、条例から除外し、条例では法の範疇外であって、県民の健康被害の防止のために自主回収する場合に条例の報告対象とするよう改正しました。
 - ・ 条例の施行は令和3年6月1日です。
 - ・ また、第2条の法律根拠規定である肥料取締法の名称改正に伴い、肥料取締法から肥料の品質の確保等に関する法律に改正しました。
- 食品衛生法等改正について（情報提供）
- ・ 法改正に伴って県の条例である食品衛生法施行条例、食品取扱条例、食品の安全・安心の確保に関する条例を改正しました。
 - ・ 食品衛生法施行条例について、HACCPが制度化に伴い、今まで条例で規定していた施設の衛生管理に関する規定である管理運営基準を削除しました。
 - ・ 併せて営業許可制度が見直しに伴い、業種の規定が変わったため、県条例の業種ごとに設けている施設基準を改正しました。
 - ・ 食品取扱条例について、法改正で届出制度が新たに創設されたことに伴い、食品取扱条例で定めていた県の許可業種が届出対象業種に移行されたため、食品取扱条例を廃止しました。
 - ・ 改正の施行日は法の改正と合わせ、令和3年6月1日です。
 - ・ HACCPに沿った衛生管理の制度化について、国の制度化は規模や業種、取扱食品の特性を踏まえ、事業者が取り組むべき衛生管理の基準が示されています。
 - ・ HACCPに沿った衛生管理は本年6月1日施行され、1年間の経過措置期間を経て、令和3年の6月1日から完全施行となります。
 - ・ 営業許可制度の変更の概要について、法改正で、営業許可の業種が大幅に見直しました。
 - ・ 新制度新では大きくは3つの区分があり、許可業種と届出業種と、届出も不要な業種の3つの区分になります。
 - ・ 届出業種は、許可業種よりも衛生管理が複雑でない業種が該当します。
 - ・ さらに常温保存で販売される包装食品のような、公衆衛生に与える影響が少ないものについては、届出対象外の業種としての区分に整理されました。
 - ・ 許可業種と、届出業種は衛生管理が必要で、HACCPの義務化の対象業種となります。
 - ・ 営業許可制度は令和3年6月1日からの施行され、施行時点で既に営業を行っている事業者については、従来の営業許可の期限到来までは許可が有効とする経過措置期間が適用されます。
 - ・ 業種の見直しや、HACCP制度の完全施行を見据え、今年度もアドバイザー派遣事業や、衛生管理計画に関するセミナー講習会等を開催し、HACCP導入促進に取り組んでいきます。
 - ・ 法改正に伴い、県の方も届出様式等も新たに必要になるため、今後整備していく予定です。

（質疑応答）

- 問 HACCPに沿った衛生管理の制度化の全体像で、どちらかというとそのコーデックス HACCPよりは、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に対応する小規模事業者の方の数が多いわけですが、その方々は日ごろの業務が忙しく講習会に対応できる事業者さんはそんなに多くないので、来年度以降の事業計画の中、できればもっとプッシュ型で指導をしていただくような施策を検討していただけないかなというのが、お願いです。

答 改正法の完全施行に合わせ、いかにして HACCP に取り組んでいただくかということは、行政としても課題と捉えているところです。県としても保健所の食品衛生監視員が現場で指導等行っておりますが、なかなか全事業所を一斉に回るといったことは難しい面もございます。今後、必要な周知や啓発を含めて取り組んで参ります。

○ 連絡事項

今後のスケジュールについて（事務局から説明）

◆ 閉会